

マイナ受付

対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりに
マイナンバーカードを使う新たな方法。
それが「マイナ受付」です。



マイナンバーカードが 保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01



より良い医療が可能に!

初めての医療機関等でも、薬剤情報等の閲覧機能を使えば、今までに使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。 ※閲覧できるのは、医師・歯科医師・薬剤師等有資格者のみです

POINT 02



手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印!



事前に登録するだけで利用できます!



マイナンバーカードの保険証について

マイナンバーカード導入に関し令和5年4月1日より以下点数が加算されます。

従来の保険証

○ 初診 **4**点



マイナ保険証

○ 初診 **2**点



当院では診療情報（薬剤情報・特定健診情報・その他必要な情報）を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めております。

(初診) 医療情報・システム基盤整備体制充実加算1 4点 従来の保険証利用の場合

(初診) 医療情報・システム基盤整備体制充実加算2 2点 マイナ保険証利用の場合